

○浜田市若者出会い支援事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、一般社団法人しまね縁結びサポートセンターが運営する、しまねコンピューターマッチング「しまコ」（以下「しまコ」という。）の入会登録料及び更新料を補助することにより、独身者の出会いを支援し、結婚及び浜田市への定住を促進することを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象者）

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、しまコ入会登録日又は更新日において20歳以上39歳以下の独身者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第4条に規定する交付申請をする日（以下「申請日」という。）に本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

（対象経費）

第3条 申請日の属する年度の4月1日から翌年の3月31日までの間に支払った入会登録料又は更新料の実費とし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浜田市若者出会い支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 本人確認ができるものの写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、浜田市若者出会い支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第6条 交付決定を行った申請者に対しては、速やかに補助金の交付を行う。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う